

# 日医認定産業医制度研修会開催一覧

◇産業保健部◇

新型コロナウイルスの影響により、開催が延期・中止となる場合がございます。  
詳細につきましては主催元（下記「連絡先」欄）へお問い合わせください。

\*主催元からの申し出により、申込みが定員に達したものは掲載しておりません。

\*単位取得に関し、お困りの際は事務局（事業第三課 TEL：011-231-1726）までご相談ください。

開催日時	開催場所	主なテーマおよび講師	単位数	連絡先
令和4年1月20日（木） 18：30～20：30	留萌産業会館 （留萌市） 定員：20名 （事前に申し込みが必要です）	・健康診断の事後措置の実際 北海道労働保健管理協会札幌総合健診センター所長 原 俊之 ※同年度内に同テーマの研修会を受講された方、される方は受講不可	生涯研修 専門1・実地1	北海道産業保健 総合支援センター （011-242-7701） お申し込みはHPにて
令和4年1月25日（火） 18：00～20：00	寿都診療所 （寿都町） 定員：10名 （事前に申し込みが必要です）	・溶接マンガン並びに今後の化学物質のあり方、マスクフィットテスト等 北海道安全衛生サービスセンター主任技術員 石塚 久美	生涯研修 専門2	寿都医師会 （0136-64-5320）
令和4年2月2日（水） 18：30～20：30	北海道自治労会館 （札幌市） 定員：50名 （事前に申し込みが必要です）	・産業保健活動における最近の課題について 札幌ワーカーズクリニック院長 佐藤 修二 ※同年度内に同テーマの研修会を受講された方、される方は受講不可	生涯研修 専門2	北海道産業保健 総合支援センター （011-242-7701） お申し込みはHPにて
令和4年2月10日（木） 18：30～20：30	函館市市民会館 （函館市） 定員：50名 （事前に申し込みが必要です）	・産業医が心得ておくべき心理療法概説 札幌心身医療研究所長 久村 正也 ※同年度内に同テーマの研修会を受講された方、される方は受講不可	生涯研修 専門2	北海道産業保健 総合支援センター （011-242-7701） お申し込みはHPにて
令和4年2月17日（木） 18：30～20：30	北海道自治労会館 （札幌市） 定員：70名 （事前に申し込みが必要です）	・過労死等及びその他の業務上疾病の労災補償状況について 北海道労働局労働基準部労災補償課長 遠藤 浩美	生涯研修 更新2	北海道産業保健 総合支援センター （011-242-7701） お申し込みはHPにて
令和4年2月22日（火） 18：30～20：30	北海道自治労会館 （札幌市） 定員：50名 （事前に申し込みが必要です）	・健康診断の事後措置の実際 北海道労働保健管理協会札幌総合健診センター所長 原 俊之 ※同年度内に同テーマの研修会を受講された方、される方は受講不可	生涯研修 専門1・実地1	北海道産業保健 総合支援センター （011-242-7701） お申し込みはHPにて
令和4年2月24日（木） 18：30～20：30	旭川市大雪クリスタルホール （旭川市） 定員：50名 （事前に申し込みが必要です）	・特化則の改正について 中央労働災害防止協会 北海道安全衛生サービスセンター主任技術員 石塚 久美 ※同年度内に同テーマの研修会を受講された方、される方は受講不可	生涯研修 更新2	北海道産業保健 総合支援センター （011-242-7701） お申し込みはHPにて
令和4年3月12日（土） 14：00～17：00	北海道自治労会館 （札幌市） 定員：100名 参加費：2,000円 ※日本産業衛生学会会員は無料 （事前に申し込みが必要です）	【第24回産業保健研修会】 ・コロナ禍におけるweb面談とそのTIPS～注意点・反省点・将来～ 合同会社DB-SeeD 神田橋宏治 ・新型コロナウイルス感染のメカニズムと感染拡大の要因 札幌医科大学医学部細胞生理学講座 當瀬 規嗣 ・労働衛生行政の現状と課題 北海道労働局労働基準部健康課 鈴木 力	生涯研修 更新1・専門2 （日本医師会に申請中）	日本産業衛生学会 北海道地方事務局 （0166-68-2402） <a href="https://jschhokkaido.jp/">https://jschhokkaido.jp/</a>

\*開催日が太字のものは、本号より新たに掲載されたものです。

注1：新規認定のためには、基礎研修50単位以上（前期研修14単位以上、実地研修10単位以上、後期研修26単位以上の合計50単位以上）の修得が必要です（前期研修については、総論2単位・健康管理2単位・メンタルヘルス対策1単位・健康保持増進1単位・作業環境管理2単位・作業管理2単位・有害業務管理2単位・産業医活動の実際2単位のそれぞれの単位修得が必須）。

注2：更新認定のためには、認定取得後の5年間に生涯研修20単位以上（更新研修、実地研修、専門研修各1単位以上の合計20単位以上）の修得が必要です。